

グリーン久万郷 グリーン仁淀川

久万高原産廃処分場を止める会
 代表 大野隆則 0892-21-0504
 事務局 鷲野宏 080-6382-8896
 編集長 古田隆 090-4794-1041
 会計 久万川重広 090-6282-8291
 HP <http://stop-kumakogensanpai.info>
 Mail info@stop-kumakogensanpai.info

課題一杯！曇りなき眼で実態に向き合う大切さ確認

産廃処分場予定地とオオノ開発産廃処分場を24人が視察

① 地域住民の同意が得られなくても許可申請をするのかという質疑に対し、T0は「同意をいただけるよう地域の皆さんに働きかけを行っている」との答えであった。
 ② 産廃埋立予定地



東明神処分場設置予定地（10時から11時50分）
 処分場予定地の現状確認が主目的であったが、降雪と霧のため現状確認にはならなかった。

久万高原町産業廃棄物処分場設置を止める会（産廃処分場を止める会）は事業計画に基づき、去る12月25日、24人の参加で東明神と東温市の現場に赴き視察しました。川本副代表と山之内調査部長の報告を掲載します。

短 信

◆ 町生活環境の保全に関する専門委員会委員

- 小川光雄(町議会議長)
- 滝野志(町議)
- 中川武志(町議)
- 玉井春鬼(町議)
- 中野克仁(町議)
- 沼田洋一(商工会)
- 大野護(森林組合)
- 久万川滋(松山市農協久万支所)
- 三本一雄(面河川漁協)
- 大野公博(落合組)
- 大野隆則(止める会)
- 黒田伸夫(町教委)
- 森永進(社協)
- 町長・副町長・担当課長・班長
- ◆1面掲載の視察記事に関して質問のある方は川本副代表(0892-21-0706)、山之内調査部長(0892-21-0840)に問い合わせを。
- ◆12月29日現在会員は約1400名。

③ 砕石場の土地所有権の大部分がオオノ開発株式会社に移っていることについては、「多額の資金を長期投資することから大資本に依頼するほかなかつたので、資金提供の好意に転行するため所有権移転を行った」とのことであった。
 オオノ開発産廃処分場（13時15分から15時40分）
 現地でのビデオ



の内壁（法面）の成型工事を行っていることについての質問には、「最終処分場計画に基づく工事ではない」との答えがあった。

・写真撮影は許可されず、事業所主導の現地視察に終了した。管理型・安定型最終処分場、中間処理の焼却炉他の施設を有する広大な敷地内には、道路際や焼却炉周辺にがれき類、廃棄物等が無造作に大量に野積みされ、最終処分場の排気孔からは、埋立廃棄物の分解によるガスの発生が視認され、ビデオ・写真撮影が許可されない理由が納得できなかった。なお、オオノ開発の2005年に建設された最終処分場は、長期稼働に十分耐えうる有り余る規模（118

オオノ開発東温事業所視察所感

焼却炉はセメント工場の焼成炉のような感じで、立派な設備であるが、焼却場の臭気は久万高原町の清掃工場と同じように感じる。また各工程で出る廃棄物・排煙は本当に安全なものなのか。安定型・管理型最終処分場・汚水処理施設はバスの車中見学ではものたりない。所有敷地面積500㌥、現在の事業地面積300㌥の汚水処理は可能なのであろうか。また一部道路脇の斜面には灌木の中にビニール・プラスチック類等がろしゅつしていた。最も残念だったのは「誤解を招く」との理由でカメラ・ビデオの撮影が禁止されていることである。（山之内敏秋調査部長）

我々市民は、曇りなき眼でしっかりと現実を見、未だのこどもたちのためにも勇気を持って自らのゴミ問題とゴミ処分場の実態に向き合わなければならぬ。大を迎えている。大宝砕石・オオノ開発いずれも改めて訪問し、確認したいことが多々ある視察であった。（川本博文副代表）

視察を終えて

行政交渉の実際

目的＝産業廃棄物処理施設の設置許可の権限は都道府県知事、一般廃棄物のそれは市町村長にある。業務停止命令・措置命令・改善命令等の権限も同様である。住民は、㉗どのような計画なのか明らかにせよ㉘許可を出すな㉙許可を取り消せ㉚行政命令を出しなさい㉛改善指導をしなさい㉜原状回復をさせなさい等の請求を行政に交渉することになる。

行政の姿勢＝事業者の涉外担当者・代弁者という実態は全国共通でほぼ例外がないという。行政が考えていることは、①事業者の計画をつつがなく行わせること②住民をうまく言いくるめること③行政としての公平さを装うことである。

行政の具体的対応＝①事業計画情報開示の請求に・まだ確定しておりません。この段階で開示すると業者との信頼関係が崩れます。②環境汚染への不安・懸念に対して・技術上の基準をクリアしているのに懸念には及びません。③許可申請書のでたらめさや無数の誤りを指摘されて・軽微な書き間違いなので訂正させれば問題ありません。④業者が指導要綱手続きを履行していないのを指摘されて・指導要綱には法的拘束力はありませんので違法ではありません。⑤住民同意の偽造や登記が脱法的手段であったと指摘されて・業者はそういう事実はないといっています。⑥開場後の周辺環境汚染を指摘されて・私どもは違法行為を確認できませんでした。⑦業者の違法行為・違法処理の事実を指摘されて・私どもは確認できませんでした。業者もしていないといっています。⑧違法連発業者の許可取り消し・措置命令等を求められて・それをする業者が倒産して後始末をする者がいなくなります。ですから行政指導で対応します。(後略)

行政交渉のイロハ＝イ、疑いの目で見て吟味すること、行政と住民とは緊張関係があるのが健全。ロ、行政が怖がるマスコミ(その後の世論)と上司(議員・弁護士)の同行。ハ、テープ持参・録音、回答・約束事の文書化要求。ニ、ひるまず交渉を繰り返す。梶山正三「廃棄物紛争の上手な対処法」(民事法研究会刊)より

専門家の知見を網羅パンフを武器に 理念をしっかりと結束を強め執拗に継続



本会活動記録
▼9月27日 第1回理事会
▼9月28日 19名出席
県議会傍聴
阿部悦子議員
横山博幸議員
▼10月3日 「愛媛新聞」に石川県認可更新の記事掲載される。
▼11月7日 事掲載される。
▼11月7日 パンフ「ゴミ処分場の実情を知り豊かな自然ときれいな水を守りましょう」

な水を守りましょう」発行。頒価100円(下記に解説)
▼11月8日 福嶋浩彦講演会「ふるさと我が町の作り方」170名参加
▼12月6日 役員会
▼12月25日 東明神・東温市現地視察24人参加
▼12月30日 「グリーン・クリン」2号発行

このパンフは12. 6. 16関口鉄夫氏講演会「ゴミは田舎へ」の内容を元に編集されたもの、イラストも豊富でわかりやすい。学習会に最適。購読を広げて武器(利器)にしたい。

事業者交渉の実際

交渉が行われる場合①事業者による事前説明会での話し合い。②計画の変更・撤回を求める交渉③協定締結に向けての協議等。④操業の中止・違法行為の停止・環境破壊等の原状回復を求める交渉。
交渉の得失 ①交渉を一切しない。メリットもデメリットもある。②交渉する。交渉の過程で情報を引き出す。
絶対反対と条件闘争 条件闘争のほとんどが失敗に終わっている。㉗無内容の協定①市町村自治体が当事者になっている例では、常に県や国の圧力を受け豹変の可能性があり、住民側に立つことに限界がある。㉘協定違反のペナルティがない。㉙違反事実の有無の証明が不可能(住民は場内に入れない)。㉚住民側に専門知識が乏しい。